

【発散防止抑制措置概念図】

※平成29年7月13日付け基安発0713第1号



吸引

清浄化

作業場へ排気

- ①ドラフトチャンバー型フード内で吸引
- ②手持ちの装置の先端から吹き付け塗布と同時に先端付近に取り付けられた吸入口より吸引

1次フィルター

2次フィルター

通常時

吸引した空気が漏れなく全てのフィルターを通過
※保守・点検

清浄化

管理濃度の1/10を超えたら警報・表示等
※保守・点検
※非連続測定センサー等は適切な頻度で測定

管理濃度の1/10以下を維持

1次フィルター破過(飽和)時

破過(飽和)
※破過(飽和)する前の定期的な交換が望ましい

警報・表示等

バックアップとして機能

